第3回第八次香川県保健医療計画作成等協議会

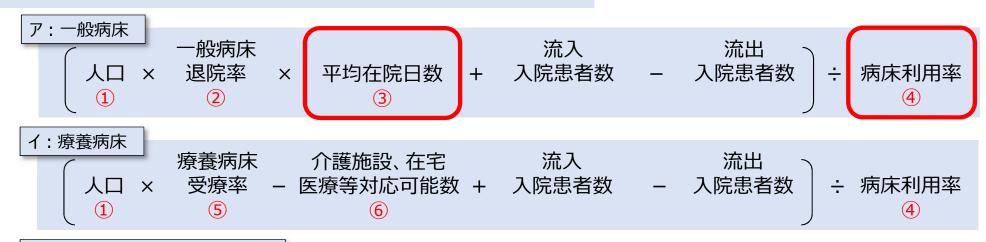
一般病床・療養病床の基準病床数について

香川県健康福祉部医務国保課

# 基準病床数の算定式

○ 各都道府県において、一般病床・療養病床は二次医療圏ごとに、以下の算定式に基づき算出。

## 一般病床及び療養病床の基準病床数 = ア + イ ± ウ



### ウ:都道府県を越えた患者流出入

都道府県外への流出入を見込む場合、それぞれの都道府県間で調整協議を行い、合意を得た数を加減。

項目	都道府県知事が算定に用いる値	
①人口	性・年齢階級別(医療計画作成時の夜間人口であって、最近のもの)を活用。	
2一般病床退院率	国が設定した、性・年齢階級別かつ地方ブロック別の値を活用。 【平成29年度患者調査】	
③平均在院日数	国が設定した、地方ブロック別の値を <u>上限として</u> 、 <mark>都道府県知事が設定した値を活用</mark> 。 【平成27年・令和元年病院報告】 (参考:第7次の設定 13.4~16.3日)	
4病床利用率	国が設定した値を <u>下限として、都道府県知事が設定した値を活用</u> 。 【平成28~令和元年病院報告の平均】 (参考:第7次の設定 一般76%、療養90%)	
⑤療養病床入院受療率	国が設定した、性・年齢階級別の値を <u>上限として</u> 、都道府県知事が設定した値を活用。 【平成29年患者調査】	
6介護施設、在宅医療 等対応可能数	都道府県が、地域医療構想における推計と整合的に設定した値を活用。 ※地域医療構想では、令和7年に向けて、現在の療養病床以外で対応可能な患者は介護施設・在宅医療等で対応する前提を 置き、病床数の必要量を推計。医療計画の基準病床も、これに相当する需要(対応可能数)を除外して計算。	

## 第八次香川県保健医療計画における基準病床数

### 具体的な算定結果(東部保健医療圏の場合)

般病床

療養病床

∑(性·年齢階級別人口 × 一般病床退院率)

性•年齡階級 人口移動調查A A\*B/10万 退院率B 男 16,100人 2.16 13.4 40~ 44歳 女 16,076人 16.3 2.62 合 計 198

× 平均在院日数

東部医療圏 15.3日

病院報告における 各医療圏の実績 を採用

± 流入·流出入院患者数

流入	流出
301	157

÷ 病床利用率

東部医療圏 79.9%

病床機能報告に基づく 各医療圏の実績を採用



計 3,972床

#### ∑(性·年齢階級別人口 × 療養病床入院受療率)

性•年齢階級		人口移動調查A	受療率 B	A*B/10万	
•••		•••	• • •	•••	
10 ·	男	16,100人 18.8		3.03	
	女	16,076人	8.6	1.38	
• • •		•••	• • •	•••	
	1,382				

- 在宅等対応可能数

東部医療圏 166

± 流入·流出入院患者数

流入	流出
64	26

÷ 病床利用率

全国



計 1,425床

## 第八次香川県保健医療計画における基準病床数

保健 医療圏	8 次基準病床数 ①	既存病床数	1-2	7次基準病床数 ③	1-3
東部	(3,972+1,425=) <b>5,397</b>	5,518	<b>▲</b> 121	5,416	▲19
小 豆	(168+63=) <b>231</b>	272	<b>▲</b> 41	189	42
西部	(3,302+788=) <b>4,090</b>	4,819	<b>▲</b> 729	4,196	▲106

### 各医療圏の実情を 踏まえて設定した数値

平均在院日数	病床利用率		
東部 15.3日	東部 79.9%		
小豆 15.0日	小豆 76.0%		
西部 17.1日	西部 78.0%		
※告示 17.1日	※告示 76.0%		